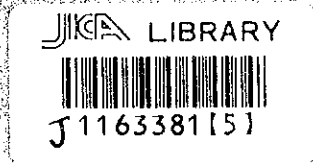


第3国調達
実施体制整備（シンガポール）に係る
調査報告書

平成13年3月



国際協力事業団
調 達 部

調 管
CR (10)
00 - 01

RY

第3国調達
実施体制整備（シンガポール）に係る
調査報告書

平成13年3月

国際協力事業団
調 達 部



1163381(5)

第3国調達実施体制整備（シンガポール）に係る
調査報告書

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査の目的	1
2. 背景及び経緯	1
3. 調査内容	1
4. 調査結果の要約	2
II. 調査結果	5
1. 既存資料の整理	5
2. 機材調達に係る一般状況	5
(1) シンガポールの経済概況、産業政策、貿易動向について	5
(2) 機材調達制度、競争入札の方法	8
(3) 調達可能な業者の状況	9
(4) 調達可能な資機材の種類、輸入等制限された資機材の種類	10
(5) 貿易・通関手続きの概要	12
(6) 関税、国内税および保税措置について	14
(7) 輸送インフラについて	15
(8) 日系企業等ヒアリング調査	16
(9) 調達支援機関の業務能力、委託業務及び経費について	17
3. モデル案件での調達支援試行	19
(1) モデル案件	19
(2) 調達支援方法とそれぞれの役割について	19
(3) 調達完了までの経緯	19
(4) 入札図書に係る留意点	22
(5) 入札指名先選定の経緯	25
(6) 予定価格	26
(7) 入札結果	26
(8) 入札評価	27

(9) 輸送・通関について	29
(10) アンケート結果について	29
III. 結論	31
1. 調達手続きのスケジュールと実績	31
2. 要請どおりの機材であったか	31
3. 調達の公正性・透明性・競争性	31
4. 問題発生 of 主な原因	32
IV. 提言	33
1. 仕様確定作業について	33
2. 公正性・透明性・競争性について	33
3. 調達の迅速性について	33
附属資料	
1. 調査団員	37
2. 調査日程	38
3. 主要面談者	39
4. 協議内容確認書	40
5. 入札図書	43
6. 入札評価報告書	101
7. 契約書（案）	124
8. シンガポール調達実施要領	150

I. 調査概要

1. 調査の目的

JICA シンガポール事務所（以下「シンガポール事務所」とする）での機材調達実施の可否及び手続・方法等を調査・検討する。

2. 背景及び経緯

現在、当事業団では現地調達比率が現在約 50%、金額ベースでは約 60 億円を占めるまでに至っており、地域別には、アジア地域における現地調達額が最も大きいシェアを（約 30 億円）占めている。

特に、インドネシアでは例年 10 億円程度の供与機材、携行機材の現地調達を行っているが、同国においては 1998 年の経済危機による混乱により、調達業務の実施が円滑に行われなくなっている。また、現在派遣されている機材調達の専門家を将来的には削減することが言われており、JICA インドネシア事務所（以下「インドネシア事務所」とする）から、近隣、特にシンガポール事務所での第三国調達の実現可否について検討依頼がされていた。

一般的に、先進国では、公的組織外に機材調達専門機関が存在し、競争入札が制度としてルール化されている。シンガポールでも競争入札が実施されているため、同国での調達手続きは、先進国に準じたものと見なすことができる。そのため、インドネシア向け機材の調達をシンガポールにおいて試行的に実施し、同国での第三国調達の可能性について調査することとなった。

3. 調査内容

(1) 既存資料の収集・分析

- 1) 調達部、関係各部およびシンガポール事務所等が所有するシンガポールでの資機材調達に関する資料を収集する。
- 2) 収集した資料からシンガポールにおける調達環境（業者及び入札実施状況、調達可能な資機材、保守メンテナンス体制等）の整理・分析を行う。

(2) 現状調査

インドネシアにおける現地調達案件からモデル案件を選定し、実際にシンガポールにおける第三国調達業務を試行する。モデル案件の試行にあたっては、次の事項を調査し、本業務を円滑に実施するうえでの阻害要因、課題などの具体的な実態の調査・分析及びシンガポールにおける第三国調達業務の実施可否を検討する。なお、シンガポールにおける第三国調達実施にあたっては、現地の機材調達に精通した外部調達機関へ業務委託

を行う。

- 1) シンガポールの経済概況、産業政策、貿易動向について
- 2) 機材調達制度、競争入札の方法
- 3) 調達可能な業者の状況
- 4) 調達可能な資機材の種類、輸入等制限された資機材の種類
- 5) 貿易・通関手続きの概要
- 6) 関税、国内税及び保税措置について
- 7) 輸送インフラについて
- 8) 日系企業等ヒアリング調査
- 9) 調達支援機関の業務能力、委託業務及び経費について

(3) 実施要領の策定

既存資料の収集・分析・検討及び現状調査において得られた結果を基に、第3国調達の試行実施要領を策定する。

(4) 提言の作成

既存資料の分析・検討及び試行の評価結果をふまえ、シンガポールにおける機材調達に関する提言を策定する。

4. 調査結果の要約

シンガポールは、政治・経済的に安定しており、契約制度も先進国並に整備されている。また、輸送インフラの整備面においても世界トップクラスであり、シンガポール港は、香港に次いで世界第2位の貨物取扱量を持つ。本邦からアフリカ、南西アジア方面に貨物を輸送する際にもシンガポールでトランスシップすることが多い。したがって、東南アジア方面に進出する企業を見ても、シンガポールで資機材の調達、保管を行う例が多いようである。

シンガポールでは、政府機関だけではなく、民間機関においても広く競争入札が実施されており、契約の透明性（公平性、公明性）に対する意識が高い。しかしながら、シンガポールで行われている競争入札は、事業団の入札（最安価の応札者を自動的に落札者とする）とは異なり、価格、納期、機材仕様等について総合的に評価を行い落札者を決定する「評価方式」の入札が一般的であり、シンガポール事務所では当該入札を実施できる体制が整備されていない。

また、シンガポールは、総じて契約社会であり、紛争、係争は法的手続によって解決されることが多い。雇用者の企業間転職も頻繁にあり、契約時にはシンガポールの法的事項とともに相手方企業担当者の変更、企業の倒産等によってトラブルが生じるリスクが大きい。

このことから、現状のシンガポール事務所単独での調達業務実施は難しいと思われたため、今回の調達実務は、在シンガポールの調達エージェントであるクラウン・エージェント（以下 CA）・シンガポールに委託した。CA は、国際的に調達業務を実施している英国の財団であり、CA・UK には、アフリカ地域向けの供与機材を第三国調達として委託している実績もある。JICA が CA・シンガポールに調達業務を委託したのは今回が初めてであったこともあり、CA・シンガポールの調達手続きには一部不備な点も見られたが、概ね満足いくものであったといえる。

CA・シンガポールへの業務委託を今後行うならば、当面案件毎に締結するのが適当と思われる。また、CA・シンガポールの 1998 年度の調達実績は、1100 万ポンド（約 18 億 3000 万円）程度である。CA・シンガポールのキャパシティ等を考慮すると、シンガポールで調達を行う場合、最大でも 3 億円／年（CA 実績の 1～2 割）程度が調達規模の上限であると思われる。

今回の調査は、平成 10 年にタイ事務所、シンガポール事務所のいずれかを拠点とする「第三国調達センター化構想」が提案され、同年 10 月に調達部がタイ、シンガポールで現地調査を実施したことを踏まえて、調達の実施を試行したが、結果として第 3 国調達の構想は、地域ごとの特性を踏まえて一般化すべきであると思われる。少なくとも、シンガポールをセンターとしたアジア地域の調達業務実施は、緊急避難的な対応として可能であるが、一般化は課題が多いと思われる。

なお、今回のシンガポール事務所、インドネシア事務所及びプロジェクトの主たる業務分掌については下記の通りである。

a. シンガポール事務所

CA・シンガポールとの業務委託契約、サプライヤーとの売買契約に関する手続き業務。CA が作成する各種書類等の承認。

b. インドネシア事務所

シンガポール調達案件の選定、インドネシアの通関・国内輸送に係る支援

c. プロジェクト

CA・シンガポールが作成する入札仕様書機材の確認及び承認。必要に応じて機材の仕様に関する CA・シンガポールとの調整、応札機材に係る仕様の確認及び承認、また、据え付け時の現場指示等

また、契約方法については、次の通り実施した。

a. 契約方法

契約方法は、競争入札（通常指名）による契約とする。入札の形態は、シンガポールの商習慣に準じ評価方式の入札とする。

また、予定価格は、入札前に CA・シンガポールから見積額を入手し作成するが、同一案件で複数の入札を行う場合には、案件全体の予定価格を作成することにより、個々の入札に係る予定価格の作成は省略できることとする。

本邦における予定価格の作成行為には、「契約金額の上限額」および「価格の適正性、合理性精査」の意義が含まれるとされるが、評価方式の入札では応札後の入札評価の段階で「価格の適正性、合理性」が精査されるものであり、入札時には「契約金額の上限額」として案件全体の上限額を設定していれば支障ないと思われる。なお、シンガポールの政府調達でも同様の方法が執られている。

b. 貿易条件

納入条件は、DDU (Delivered Duty Unpaid) を基本とする。（附属資料 2 - 4 参照）

DDU 条件では、仕向国内の指定場所において約定品を買主に提供するまで売り主が危険負担を負う（ただし、関税の支払い義務は負わない）。

c. 保証・アフターサービスの確保

契約時には契約金額の 5% を保証金として納入（または銀行保証等を設定する）させ、一定の保証を確保する。保証金は原則、機材納入の 1 年後に契約相手方に返却するものであるが、1 年以内に瑕疵等が見つかった場合には、その損害にも充当できるものである（これは CA・シンガポールで通常行われている方法であり、保証金の管理も CA・シンガポールが行う）。

また、必要に応じては、競争入札参加資格の中に「インドネシアに代理店を有し、機材据付後に現地代理店とアフターサービス契約を締結できる者」等の条件を追加し、アフターサービスの充実を図る。

II. 調査結果

1. 既存資料の整理

(1) 国内において収集した資料は以下のとおり。

- 1) シンガポールにおける調達について 1996年5月 シンガポール事務所作成
添付資料①Guidelines on Government Procurement Procedures published by AUDITOR
GENERAL'S OFFICE
②Directory of Registered Contractors 1994/95 published by Central
Procurement office
- 2) Project JICA Sourcing of Suppliers March 1993 by Survey Research Singapore
Ltd.
- 3) Project JICA Industry Policy & Commercial Practices in Singapore March 1993
by Survey Research Singapore Ltd.
- 4) インドネシア向け供与機材等の第三国調達の検討 1998年10月 インドネシア事
務所作成

(2) 現地において収集した資料は以下のとおり。

- 1) The Government Internet Tendering Information System/Registration as a
Government Contractor Aug. 1999 by Ministry of Finance
- 2) Government Procurement Act May 1998 published by Government Printer
- 3) シンガポールの概況 1999年12月 日本貿易振興会 (JETRO) シンガポール事務所編

2. 機材調達に係る一般状況

(1) シンガポールの経済概況、産業政策、貿易動向について

1) 経済概況

シンガポール政府は1965年の独立以降、資源と国内市場が乏しい国として、国の存立基盤を工業化、しかも輸出指向型産業の確立におく以外にはあり得ないと判断し、工業団地の造成、パイオニア・インダストリーに対する税制優遇措置の実施、インフラの整備など投資環境の整備に精力を注いできた。

その結果、1998年の一人当たり国民所得 (GNP) は22,807USドルに達し、世界有数のレベルとなった。また、1998年の国内総生産 (GDP) の主要産業部門別構成比 (表1) を見ると製造業が23.4%、金融・ビジネスサービス業が28.3%と両産業がGDP総額の過半を占め、シンガポール経済を支えている。

製造業の中では、特に総付加価値の4割強を占めるIT（情報技術）関連機器（コンピュータ、通信機器）の生産が、世界的な需要を背景に活況を呈した。

表1 産業部門別のGDP 構成比（単位：％）

	1996	1997	1998
農業・漁業	0.2	0.2	0.1
鉱業	0.0	0.0	0.0
製造業	24.7	23.9	23.4
不動産業	1.7	1.7	1.7
建設業	8.4	8.9	9.1
商業	20.1	19.7	18.6
運輸・通信業	13.2	13.4	13.9
金融・ ビジネスサービス業	27.1	27.9	28.3
その他	10.6	10.5	10.8

（資料）Economic Survey of Singapore（シンガポール通商産業省）
（出典）「シンガポールの概況」JETROシンガポール事務所編

2) 産業政策

シンガポール政府は1999年1月、2010年までの新たな産業政策の指針となる「インダストリー21計画」を発表した。同計画では、①技術・知識集約型の産業の基盤強化、②世界水準の地場企業の育成、③技術革新の追求、④国際ビジネスハブの推進、⑤地域統括本部の誘致、⑥人的資源の開発・集積といった6分野に焦点を当てることで、シンガポールを技術・知的集約度の高い企業活動の集積地とするとともに、地域統括機能を強化することを目標にしている。

重点項目として、①エレクトロニクス、②石油化学、③生命科学、④エンジニアリング、⑤教育サービス、⑥医療サービス、⑦物流、⑧情報通信メディア、⑨地域統括本部、⑩世界水準の地場企業50社の育成を挙げている。

3) 貿易動向

シンガポールの貿易の主な特徴は4つある（表2参照）

第1に、貿易収支は赤字を計上していることである。これは、①食料品や日用品、耐久消費財の多くを輸入に依存していること、②組立て加工を中心とした産業構造であるため、自国輸出の拡大のためには、質の高い生産財や部品を輸入せざるを得ないことなどの理由による。ただし、1998年はアジア通貨・経済危機の影響を受け、輸入が前年比13.6%減少したことから、貿易収支は黒字に転じたものの、これは一時的な現象といえる。

第2に、輸出の57.6%を占める地場輸出のうち、非石油製品が87.3%（98年）と大

部分を占めていることが挙げられる。中でも、エレクトロニクス製品・部品はシンガポールを代表する輸出品で、IC（集積回路）、ディスクドライブ、PCBA（プリント基板組立）、パソコン、プリンターからなる5大輸出商品は地場輸出の45.1%（98年）を占める。ディスクドライブやパソコンは主に欧米市場向けに輸出されるが、ICやPCBAなどはアジアでの生産に必要な部品としても多く輸出されている。

ただし、エレクトロニクス製品・部品は好調な需要に支えられているが、一方で価格競争はし烈さを極めており、出荷単価の減少を出荷数量でカバーする構造が続いている。

第3に中継貿易港としての役割を反映し、輸出に占める再輸出の割合が大きいことである（98年の輸出総額に占める再輸出の割合は42.4%）。これは、多くの船会社・海運会社が高度に整備された港湾インフラを持つシンガポールをアジアにおける中核拠点と位置付けているためである。つまり、東南アジアと世界を結びつける主要航路がシンガポールを基点としているため、東南アジア地域での生産に必要な部品・原材料や、反対に、同地域で生産された商品がシンガポールを経由するといった貿易の流れが存在するためである。

第4に9割以上の貿易がアジア、米国、欧州との間で行われていることである（輸出で92.9%、輸入で96.1%）。98年の輸出を国・地域別にみると、最大の輸出先である米国が365億570万S\$¹（構成比19.9%）、次いでEU15カ国が290億8,860万S\$（15.8%）、マレーシアが279億9,890万S\$（15.2%）、香港が154億1,830万S\$（8.4%）、日本が120億8,970万S\$（6.6%）と続いている。

一方、輸入では98年には日本に代わり米国が最大の輸入相手国となった。上位国・地域をみると、米国が312億5,330万S\$²（構成比18.4%）、日本が284億3,450万S\$（16.7%）、マレーシアが262億5,240万S\$（15.5%）、EU15カ国が235億9,270万S\$（13.9%）となっている。

なお、シンガポール政府は対インドネシア貿易の統計を公表していないが、インドネシアの貿易統計によれば、98年の同国の対シンガポール輸出は前年比4.6%増の57億1,800万USドル（うち、非石油・ガス製品は11.0%増の53億5,500万USドル）輸入は25.5%減の25億4,200万USドル（同23.2%減の14億8,500万ドル）であった。

経済危機下にあったインドネシアでは、内需の低迷や現地企業の信用力低下などが要因で輸入が急減した。

¹ 1S\$（シンガポール・ドル）=61.4円（1月4日 銀行間取引レートによる）

² 1USドル=101.6円（1月4日 銀行間取引レートによる）

表2 シンガポールの貿易動向

	貿易額の推移 (単位: 100万 US\$)		
	1996	1997	1998
輸出総額	176,272	185,613	183,763
地場輸出	103,589	107,535	105,918
石油製品	16,551	15,911	13,473
非石油製品	87,038	91,624	92,445
再輸出	72,683	78,077	77,846
輸入総額	185,183	196,605	169,863
貿易収支	△ 8,911	△ 10,992	13,900

(資料) Economic Survey of Singapore (シンガポール通商産業省)

(出典) 「シンガポールの概況」 JETRO シンガポール事務所編

(2) 機材調達制度、競争入札の方法

シンガポール政府は、政府機関と契約を締結することが可能な業者を事前登録制度により確保し、競争入札による政府調達制度を実施している。登録制度は1985年から、大蔵省の1セクション (The Expenditure & Procurement Policies Unit、以下「EPP Unit」とする) が担当しており、概要は以下のとおり (出典 The Government Internet Tendering Information System)。

1) 制度の目的

政府調達の入札会に参加を希望する業者を事前に登録し、個々の入札会に参加するための入札保証金を免除する。

- ① 政府機関の契約相手先としてふさわしい信頼に足る業者を確保する。
- ② 商品、役務の双方が一定基準に達している業者のみを政府が保証する。

2) 登録条件

登録を希望する業者は次の3条件を充たさなければならない。

- ① シンガポールの Registry of Companies and Businesses に登録していること。
- ② 参加しようとする入札会の上限金額の5%以上の資本金を有していること。
- ③ 登録しようとする業種において国内または海外のどちらかで調達実績を有すること。

3) 申請方法

所定の様式に記入のうえ、過去2年分の財務諸表 (B/S, P/L) を添付し、EPP Unit に提出する。登録料は、1業種につき 60S\$ (3,684円)。登録は3年間有効。

4) 登録業種および格付け

登録は業種ごとに行われ、44 の業種に分かれている。また、業者の資本金を基準とし、以下の S1 から S9 までの financial categories のいずれかに分類される。

Grade	Tendering Capacity (S \$)	Capital (S \$)	TrackRecord (S \$)
S1	50,000	2,500	12,000
S2	100,000	5,000	25,000
S3	250,000	12,000	62,500
S4	500,000	25,000	125,000
S5	1,000,000	50,000	250,000
S6	3,000,000	150,000	750,000
S7	5,000,000	250,000	1,250,000
S8	10,000,000	500,000	2,500,000
S9	>10,000,000	1,500,000	>2,500,000

50,000S \$ (307 万円) 以下の調達については、競争入札によらず、見積り合わせでの調達が可能。

(3) 調達可能な業者の状況

前記(2)で述べたようにシンガポールでは、政府が業者の登録制度を実施し、情報を公開しており、これを利用することにより、入札参加有資格者を選定することが可能である。例えば、本件入札対象機材であるコンピュータについて、業種 Computer Hardware and Software Products には 500 社が登録されている。技術協力事業案件で調達される頻度の高い理化学機材、AV 関連機材についてもそれぞれの業種に業者が多数登録されている。

また、国内で収集した資料のうち Project JICA Sourcing of Suppliers は、シンガポール事務所が the Survey Research Singapore Ltd に調査を委託し、シンガポール国内の業者をデータベース化したものであり、活用が可能である。

以上のことから、シンガポールにおいて潜在的な入札参加有資格者は多数存在すると判断できる。

(4) 調達可能な資機材の種類、輸入等制限された資機材の種類

1) 輸入禁止品目

貿易開発庁 (Trade Development Board) が官報に公示しており、現在、輸入禁止措置がとられている品目は以下のとおり。

- ①イラクからの全貨物、②チューインガム、③ピストル形状のライター、④爆竹類、⑤火山岩、⑥サイの角・同加工品

2) 輸入管理品目

輸入管理品目の主なものは表3のとおりであり、輸入に際し、所轄政府機関よりライセンスを取得しなければならない。ただし、認証を受領するだけの簡単な手続きで取得可能である。

表3 輸入管理品目

品目	監督官庁
武器・爆発物、手錠、防弾チョッキ、鋼鉄製ヘルメット、玩具銃	武器爆発物局
ケシの実	中央麻薬局
スロットマシン機	内国歳入庁
化粧品	化粧品管理局
工業用安全品 (ベルト、ハーネス、命綱、網等)、工業用ヘルメット	工業安全局
医薬品	薬品管理局
食品 (生鮮・冷蔵の野菜及び果実を除く)	食品管理局
通信機器 (無線通信機器)	情報技術・通信庁
毒性物質	化学兵器協定管理局
毒性化学品、電池 (アルカリ・水銀)、ディーゼル油・燃料	汚染管理局
魚介類・海産物、動植物、肉類、野菜類・果実、有機肥料、牛乳、木材、獣医用医薬品	一次産品局
映画・フィルム、ビデオテープ、レーザーディスク、CD-ROM、カセットテープ、出版物・雑誌	映像・出版物局
ディスク・メディア (CD, CD-ROM, DVD 等) の製造・複製装置、フロンガス、ハロンガス、コメ	貿易開発庁
放射性物質、放射線機器	放射線保護検査局

(資料) 貿易開発庁

(出典) 「シンガポールの概況」 JETRO シンガポール事務所編

3) 輸出禁止品目

国際秩序を乱す恐れが認められる国に対する輸出および特定品目の輸出を禁止している。

国別に設定されている輸出禁止措置は以下のとおり。

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| ①すべての貨物 | イラク |
| ②武器・軍用品 | ユーゴスラビア、ルワンダ、リベリア、
ソマリア、シエラレオーネ |
| ③武器・軍用品・航空機 | リビア |
| ④武器・軍用品・航空機・石油製品 | アンゴラ |

輸出が禁止されている、品目は、サイの角および同加工品のみである。

4) 輸出管理品目

監督官庁に対する輸出申告を必要とする品目は表4のとおり。

表4 輸出管理品目

品目	監督官庁
コメ類、ゴム、木材（丸太、合板） フロンガス、ハロンガス	貿易開発庁
シンガポールを原産国とする米国、カナダ、 EU 向け繊維・衣料品	
魚介類、動物、木材、朝鮮人参の根	一次産品局
武器・爆発物、手錠、防弾チョッキ、 鋼鉄製ヘルメット、玩具銃	武器爆発物局
毒性化学品	化学兵器協定管理局
放射性物質、放射線機器	放射線保護検査局

(資料) 貿易開発庁

(出典) 「シンガポールの概況」 JETRO シンガポール事務所編

5) インドネシア向け機材として不適な機材

インドネシア向け機材として不適なものは次のとおり。

- ①完成車輛について、シンガポール政府は国策として車輛の総台数を制限する方針（1998年末時点で68万台）をとっており、輸入時の関税（31%）の他、所有するには多額の経費（※）がかかる（輸出用車輛を含む）。一方、インドネシア政府も、国産車保護の観点から輸入時に200%の関税を課しており、免税手続きも困難との報告をインドネシア事務所から受けている。そのため、車輛についてはシンガポールに

おける第三国調達の対象機材からはずすことが妥当であると判断する。

今回実施するモデル案件においても、当初プロジェクトからは車輛もシンガポールで調達したいとの希望があったが、以上の理由により現地調達に切り替えた。

※車輛の購入に必要な費用は以下のとおり。

車輛本体価格 + 輸入関税 (31%)

車輛購入証 (Certificate of Enrollment)

車輛を運転する権利で、車輛購入希望者はこれを入札によって購入しなければならず、需給バランスにより価格が決定されるが、1600~2,000cc クラスで 53,000S\$ (325万4,200円) 前後で推移 (99年7月) している。

登録料 1,000S\$

追加登録料 車輛本体価格の150%

道路税 2,500S\$ (2,000cc)

合計すると2,000ccのカローラクラスで800万円を超えることとなる。

- ②コピー機、ファクシミリ機については、頻繁なアフターサービス（メンテナンス、消耗品の供給）が必要であり、ジャカルタには複数の大手メーカーの代理店が存在するとの報告をインドネシア事務所から受けており、現地調達が望ましいと判断する。

(5) 貿易・通関手続きの概要

1) 輸入通関の事前申告・許可制度

現在、シンガポールでは航空貨物、海上貨物ともに、通関手続きは電子通関システムを通じた本船入港前の事前手続きが一般的に行われている。手続きに必要な書類は、Airway Bill (航空貨物の場合)、Bill of Lading (海上貨物の場合)、インボイス、パッキング・リストである。貨物がシンガポールに到着する以前においても、これら書類のコピーがある場合は、「トレード・ネット」(後述)を通じて事前に申告し、輸入許可を取得することが可能である。ただし、輸入許可の有効期限は14日間で、その期間内に通関手続きが終了しない場合は、期限延長の手続きが別途必要となる。

また、輸入管理品目を輸入する場合には、上記の提出書類に加え、監督官庁より当該物品のサンプルや試験データなどの提供を求められるケースもある。

2) 輸出通関の簡易措置について

シンガポールの輸出通関手続きは極めて簡素化されている。一般貨物を輸出する場合、輸出の事後申告が可能である。航空貨物は実際の輸出から3日以内、海上貨物は本船出港前までに申告を行えばよい。当然、貨物通関許可書がなくても保税地域に貨

物を搬入することができる。

ただし、輸出管理品目を輸出する際は、事前に監督官庁からの通関許可を取得せずに、貨物を保税地域へ搬入することはできない。

輸出許可の有効期限は1カ月で、この間に輸出を行わなければならない（期限延長の申請は可能）。

3) トレード・ネット

シンガポールで輸出入手続きの電子化が始まったのは、1989年に貿易開発庁が「トレード・ネット」と呼ばれる電子データ交換システムを稼動してからである。同システムにより、輸出入あるいは貨物の第三国への転送（トランシップ）に際し、税関申告から許可書発行、関税、財貨サービス税の支払いまでの一切の手続きはオンラインで一括処理することができるようになった。

トレード・ネットは過去数回のバージョンアップを経た結果、導入当初は申告から許可取得まで2時間程度かかっていた書類手続きが、99年1月1日から稼動した「バージョン2.0」は80%の貨物が3分以内に処理できるほど改善した。書類手続きに要する時間を大幅に削減することができることから、同システムの利用率は急速に高まり、現在、ほぼ100%の手続きが電子化されている。

貿易開発庁に提出された申告書類は、審査通過後、最終的に申告者のパソコンに許可・不許可の判定が届くシステムとなっている。

4) 通関にかかる平均所要時間

船舶あるいは航空機の入港から貨物の搬出を完了するまでに要する時間は、一般的に以下のとおりである。

①航空貨物

- 入港から自由貿易地域（以下「FTZ」とする）への搬入までに要する時間

旅客機の場合：約2～3時間

貨物専用機の場合：約4～5時間（入港が深夜であるため）

- FTZにて貨物を引き取るまでに要する時間：約1～2時間

②海上貨物

- 入港からFTZへの搬入までに要する時間

コンテナの場合：8時間以内

- FTZにて貨物を引き取るまでに要する時間

フルコンテナ（FCL）の場合：約1～2時間

（FTZの税関のチェックポイントで封印し、搬出後、輸入者の施設にて後日、税関検査官が検査を行うことが可能）

非フルコンテナ (LCL) の場合：1～2日

(原則、税関のチェックポイントでコンテナを開梱し、検査を受ける)

(6) 関税、国内税および保税措置について

1) 関税、国内税

シンガポールへの輸入にあたり、関税課税の対象となる品目はアルコール・酒、タバコ、石油製品 (46%)、乗用車 (31%)、オートバイ (12%) に限られており、その他の品目は輸入関税が無税である。輸出については、関税はかからない。

また、物品購入の際に日本の消費税にあたる財貨・サービス税 (Goods and Service Tax 以下「GST」とする) が3%課税される。

関税および GST の支払手続きは、トレード・ネットを通じて一括処理される。輸入申告に対し許可が下りてから 48 時間後に、輸入者 (あるいは通関業者) があらかじめ税関に対し開設する銀行間自動引き落とし用の口座から自動的に引き落とされる仕組みになっている。

また、シンガポールでは関税・GSTを納付せずに、貨物を FTZ 外に搬出することを認めていない。貨物引き取りの際は、当局が発行した納税許可書 (Custom Payment Permit) を提示する必要がある。

2) 保税措置

①搬入場所の指定

一般貨物を輸入する場合、貨物の搬入場所を特定するような法律はない。しかし、貨物が到着する空港、港湾はすべて FTZ 内にあるため、マレーシアから陸路で輸入する貨物を除き、すべての貨物は FTZ にいったん搬入されることになる。

一方、課税対象品目の輸出入や貨物の積み替えを行う場合、シンガポール関税法は貨物の搬入場所を指定しており、輸入者が任意に選択することはできない。

現在、シンガポール国内には合計7ヵ所の FTZ (海上貨物用として6ヵ所のコンテナ・ターミナルおよび棧橋、航空貨物用としてチャンギ空港貨物ターミナル1ヵ所) が設置されている。

②再輸出・積み替え

FTZ は再輸出または積み替えを目的とする貨物に対し、以下のような便宜が図られる。

- FTZ 内に蔵置した貨物に対しては関税、GST が保税扱いとなる。
- FTZ 内において最長 28 日間、倉庫料を支払う必要がない。
- FTZ 内の施設にて、貨物の仕分け、再梱包、マークの付け替えなどの作業ができる。

③保税倉庫制度

政府はシンガポールの物流拠点としての機能を高めるため、保税倉庫制度 (Bonded Warehouse Scheme) を 1994 年より導入した。これは、民間倉庫会社や工場の倉庫に対し、FTZ の延長として、保税倉庫としてのステータスを付与する制度で、第三国への再輸出を目的とする貨物、国際商品 (コーヒー、コショウ、ゴム、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛等)、原油・石油製品などの保管に利用される。

貨物が保税倉庫内に保管されている限り保税措置が認められる。貨物を FTZ から保税倉庫へ移転する場合や保税倉庫間で移動する場合においても、保税措置は適用される。

認定保税倉庫業者は、ライセンス料として平均在庫額に応じ毎年 1,000~4,000 S\$ を支払わなければならない。

(7) 輸送インフラについて

1) 港湾施設

シンガポールは世界 130 カ国・740 港と航路を有し、アジアにおける海上輸送の中継基地として名声を馳せている。1998 年の実績をみると、入港船舶数 (14 万隻)、コンテナ取扱量 (1,513 万 6,000TEU: 20 フィートコンテナ換算個数) で世界第 1 位、貨物取扱量 (3 億 1,232 万トン) は香港について世界第 2 位を誇る。

現在 4 つのコンテナ港が運営されており、10 分毎に船舶が入出港を繰り返し、常時 400 隻以上の船舶が港内に停泊、接岸する状況にある。これを管理する港湾局は無線操作式のガントリークレーンを導入し、職員が三交代制による 24 時間業務体制のもと、パイロットサービス、港内警察業務を含む港湾管理業務を行なっている。

2) 空港施設

アジア地域の経済発展を見込んで、アジア各地において国際航空輸送のハブ機能の整備が進められているが、その中でシンガポールは世界最高レベルのチャンギ空港を有し、その機能と実績はアジアの中で抜きん出ている。24 時間空港として、現在、4,000 メートル滑走路を 2 本有し、1 時間に最大 66 便の離発着に対応できる。

さらに、将来の輸送量の増加に対処すべく、現在、第 1 ターミナルの拡張工事と第 3 ターミナルの新設工事が進められており、完成予定の 2004 年には、年間旅客取扱能力が大幅に増強される。

また、1998 年の航空貨物取扱量は、128 万 3,661 トン (荷揚: 65 万 1,568 トン、積出: 63 万 2,093 トン) であった。

(8) 日系企業等ヒアリング調査

今回のモデル案件に選定された機材は、パソコンサーバーを利用した小規模な LAN（構内情報通信網）の構築であった。パソコンの場合、特に機材の保守・サポート体制が重要なことから日系企業の現地法人を訪問し、機材の維持管理等について聞き取り調査を実施した。

1) 富士通

①アセアン地域の事業実施体制

シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナムに現地法人を設立している。シンガポールはアセアンの統括会社と位置づけられ、コンピュータの販売、保守、修理を実施している。日本で販売されている機材はすべて取り扱っており、備蓄倉庫がシンガポールにある。ハードについては、100%日本からの輸入であり、ソフトについても一部の現地生産分を除き輸入品である。

インドネシアにも現地法人が存在するが、同国の代理店法により販売許可が認められておらず、サポートサービスのみのものである（小売り業を営むには 100%のローカル資本が必要とされている）。

②保守・メンテナンス体制

保守契約は機材の使用国で締結することが望ましく、仮に今回のケースで富士通製品がシンガポールで調達された場合、インドネシアの現地法人に保守契約を委託することが可能である。

③機材価格

シンガポールでは本邦と異なり、機材の希望小売価格（定価）が存在せず、オープンプライスが採用されている。富士通によれば、シンガポールにおける同社の機材価格は、本邦価格と比較した場合、ほぼ同等とのことである。

2) 島津製作所

パソコンと並び要請機材の多くを占める理化学機材についても、島津製作所の現地法人を訪問し、ヒアリングを実施した。

①アセアン地域の事業実施体制

シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナムに現地法人を設立している。シンガポールはアセアン地域の地域本部と位置づけられ、分析機器、理化学機器及び医療機器を取り扱っており、機材本体および部品の在庫がある。また、海外調達の拠点として部品を製作し、日本の工場に輸出している。さらに、本社から委託を受けアセアン各国及びインド、パキスタンに納入された機材の据付け、メンテナンス業務を実施している。インドネシアの現地法人は、医療機器の販売・メンテナンスサービス

を実施している。

②保守・メンテナンス体制

同社製品がシンガポールで調達された場合、インドネシアの現地法人に保守契約を委託することになる。現地法人で対応不可能な機材の場合、シンガポールから技術者を派遣して対応している。

③機材価格

同社製品は、シンガポールにおいて本邦価格に輸送費分が上乗せされた価格で販売されている。

3) 日本貿易振興会 (JETRO)

シンガポールにおける日系企業の活動状況を把握するため JETRO を訪問し、資料を収集した。主な内容は以下のとおり。

1999年4月現在のシンガポール日本商工会議所の会員企業数は852社。うち、製造業は445社、非製造業は407社であった。業種別でみると、製造業では、①電気・電子機器180社、②化学64社、③機械54社が上位を占め、非製造業では①商業104社、②金融・リース・レンタル53社、③建設65社と続いている。製造業が多く進出しているが、完成品を製作しているメーカーは数社で、ほとんどのメーカーは部品の生産基地として、日本およびアセアン地域向けに輸出している。

また、パソコンに関しては、IBM, HP, コンパック、アップルが完成品の工場を有していることから價格的にも競争力があり、日系メーカーのブランドはあまり浸透していない。

(9) 調達支援機関の業務能力、委託業務及び経費について

今回のモデル案件の機材調達実施にあたっては、シンガポール事務所がクラウン・エージェンツ・シンガポール（以下「CA」とする）と機材調達のコンサルタント契約を締結し、CAが全工程を監理監督することとなった。CAの業務実施体制について調査した結果は以下のとおり。

1) 組織・人員

マネージャー以下総勢8名、うち1名は、クラウン・エージェンツ U.K. の検査専門部門 (Crown Agents Quality Assurance and Inspection Services) のシンガポール駐在員である。機材調達を担当する職員はマネージャーを含め4名である。勤続22年のマネージャー以下その他の職員も1名を除き勤続年数が10年を超えており、転職が一般的なシンガポールにあって、定着率が非常に高く、豊富な経験を有していると推定される。

2) 所掌範囲

クラウン・エージェンツはアジア・大洋州地域に以下の事務所を有しており、それぞれ担当業務が異なっている。

所在地	担当業務
日本	ノン・プロジェクト無償の窓口業務
マレーシア	入札参加者のオリジンがマレーシア国籍に限定されている場合の機材調達
シンガポール	入札参加者のオリジンがマレーシアを除く、アジア・オーストラリア国籍とされる機材調達
インド	英国の検査専門部門の事務所で検査のみ
バングラデシュ	検査および市場調査

所掌範囲上からは、アジア・大洋州の各国向け機材を、CA がシンガポールで調達可能であると判断できる。

3) 調達実績

CA の 1998 年度（4月1日～3月31日）の調達金額ベースの実績は、約 1,100 万英ポンド³（18億3,040万円）であった。

調達機材の種類は以下のとおり多岐にわたっている。

農業機械、工作機械、コンピュータ及び付属品、医療機器、薬品、事務機器、砂糖、コンドーム、バイク、タイヤ等

クライアントは国連諸機関および各国政府機関の場合が多い。

4) 委託業務

コンサルタント契約に記載された委託業務は次のとおり。

仕様書を含む入札図書の作成、競争入札参加有資格者の選定、入札会の実施、入札評価報告書の作成、契約補助業務、立会検査、輸送進捗管理、船積書類・支払書類関係の確認

5) 経費

コンサルタント契約を締結するにあたり、CA はコンサルタントフィーについて、各業務 1 日あたり、1,082S\$（6万6,434円）を単価とし、入札図書作成から船積書類・支払書類関係の確認までの全工程の所要日数を 33 日とし、合計 35,706S\$（219万2,348円）としている（立会検査の追加分を含む）。

また支払いについては、契約金額の 90%を入札評価報告書が承認され、契約相手先か

³ 1英ポンド=166.4円（1月4日 銀行間取引レートによる）

らの売買契約書を、シンガポール事務所に提出した時点で請求権が発生するとしている。残り 10%については、エンドユーザーからの引渡し完了証明書の取付け後、請求可能としている。

3. モデル案件での調達支援試行

(1) モデル案件

モデル案件として「初中等理数科教育拡充計画」（社会開発協力部担当、以下「プロジェクト」とする）が選定された。プロジェクト・サイトは、ジャワ島内のバンドン、ジョグジャカルタ、マランの3カ所である。

(2) 調達支援方法とそれぞれの役割について

CA はシンガポール事務所と締結したコンサルタント契約に基づき、今回のモデル案件機材調達の監理監督を行う。（財）日本国際協力システム（以下「JICS」とする）は、JICA 調達部（以下「調達部」とする）とコンサルタント契約を締結の上、CA の機材調達手続きをモニタリングし、その結果を調達部に報告する。CA の調達手続きが JICA 規程等に照らし、明らかに修正の必要があると判断される場合は、調達部に対して改善を提案する。

調達部はシンガポール事務所、CA と機材調達実施手順確認および入札会立会いのため2回にわたり調査団を派遣する。

なお、CA が特命随意契約により、本件調達支援機関に選定された理由は以下のとおり。

- ①シンガポールに事務所を有し、同国における機材調達の実績を豊富に有していると推定されるため。
- ②JICA 英国事務所でクラウン・エージェンツ U.K. と緊急援助物資の調達実績があり、JICA の調達スキームを熟知していると判断されるため。

(3) 調達完了までの経緯

1999年

- 8月 1日 プロジェクト調整員から社会開発協力部にシンガポールでの第三国調達の要請機材リスト（和文）が提出される。
- 8月 23日 CA からクラウン・エージェンツ東京を経由して対象機材のシンガポールにおける調達の可否およびコンサルタント契約（案）が調達部に提出される。CA は要請機材のうち、物理・生物実験装置についてメーカー現地代理店に確認した結果、シンガポールで流通しておらず入手不可能

としている。

- 9月 13日 CA からシンガポール事務所宛てに調達機材、調達スケジュール、機材見積金額、コンサルフィーを積算した提案書が提出される。
- 9月 23日 調整員から社会開発協力部に英文の要請機材リストが提出される。
- 10月 4日 調査団シンガポール着
- 10月 6日 CA に 7 日以降、プロジェクトと仕様について直接交信を開始するよう調査団から指示。
- 10月 8日 CA から調整員に対し仕様に関する確認依頼。回答期限 12 日。
- 10月 9日 調査団帰国
- 10月 12日 調整員から CA に対し、LAN の仕様について、各サイトを訪れ、確認する旨の連絡有り。
- 10月 20日 CA とシンガポール事務所がコンサルタント契約を締結する。
- 10月 29日 調整員から CA に確認依頼事項に対する回答が提出される。
- 11月 2日 CA から調整員にパソコン、ネットワークサーバー等に関する追加の仕様確認依頼。
- 11月 5日 調整員から上記回答。
- 11月 10日 CA から調整員に各サイトの電源容量の確認依頼。
- 11月 11日 調整員から上記回答。
CA から調整員に全アイテム分の技術仕様書確認依頼。
また PC 周辺機器の 6 項目の仕様を CA が変更したい旨提案し、検討するよう依頼。併せて各サイトのネットワーク図面の作成依頼。
- 11月 12日 調整員から上記 6 項目に対する回答。
CA から各サイト毎の機材一覧表を送付、確認依頼。
- 11月 16日 CA から図面作成の督促。
- 11月 18日 CA から再度、督促。
調整員から 11 日付依頼の図面が提出され、12 日依頼の機材一覧表の回答。
また、技術仕様書の仕様について CA に対し質問。
CA から上記質問に対する回答。
- 11月 19日 CA からシンガポール事務所、調達部および JICS に対し、入札図書（技術仕様書を含む）一式および仕様確定に係るプロジェクトとの往復文書が提出される。
- 11月 22日 CA から技術仕様書に対しプロジェクトとの承認取付が完了した旨の報

告。

また、機材積算価格、入札指名先リストおよび改定された調達スケジュールが提出される。

- 11月 25日 JICS から CA に対し、技術仕様書に係る質問の提出。
- 11月 26日 CA から上記回答。
- 11月 30日 JICS から CA に対し、回答に対する見解を送付。依然として未解決と思われる 2 項目について再確認依頼。
- 12月 1日 上記回答により 1 項目解決。
- 12月 2日 JICS から CA に対し、残る 1 項目の仕様について JICS 案と CA 案を図面で比較し、再度確認依頼。
- CA から上記回答。
- これにより、入札図書がすべて確定。
- 12月 3日 JICS から CA に対し、最終版入札図書の送付依頼。
- 12月 6日 CA から入札図書が提出される。
- 12月 7日 CA から最終の入札日程が送付される。
- 12月 8日 調達部から CA に対し、入札日程、指名先リストおよび入札図書承認の通知を发出。
- 12月 9日 CA が指名先 7 者に入札図書を配布。
- 2000 年
- 1月 4日 調査団シンガポール着 (12 日帰国)
- 1月 5日 入札会
- 1月 19日 CA からシンガポール事務所、調達部および JICS に対し、入札評価報告書が提出される。
- 1月 31日 JICS から CA に対し、入札評価報告書に係る不明点を質問する。
- CA から上記回答。
- 2月 1日 CA から入札評価に関する調整員との往復文書が提出される。
- 2月 2日 CA に対し、入札評価報告書を了承し、落札者と契約手続きに入るよう指示する。
- 2月 3日 シンガポール事務所と各契約相手先が EXPORTCONTRACT を締結。
- 2月 24日 Paper Communications Technology 契約分機材の立会検査完了。
- 2月 25日 JCS Microsystems 契約分機材の立会検査完了。
- 2月 28日 CA からシンガポール事務所、調達部および JICS に対し、上記 2 契約分の検査報告書が提出される。

- 2月 29日 Paper Communications Technology 契約分機材が空送によりジャカルタへ輸送される。
- 3月 14日 JCS Microsystems 契約分機材の各サイトでの据付け完了。
- 3月 27日 シンガポール事務所に対し、CA が各契約相手先分および CA の契約金請求書を提出する。同日付で各契約相手先、CA に対し、シンガポール事務所振り出しの小切手が発行される。

(4) 入札図書に係る留意点

CA が作成した入札図書のポイントは以下のとおり。

1) 貿易条件

DDU⁴プロジェクト・サイトとする。インドネシアでの輸入通関業務および各サイトまでの輸送費を含めた応札金額とする。各サイトでの機材据付け、操作・指導も含む。ただし、インドネシア事務所が無税通関に必要な免税許可書を取付け、契約者に与える。貿易条件については CIF⁵条件との比較において、プロジェクト側にメリットが大きいと調達部が判断した。

約定品が輸入国の指定場所において、買主に対して提供された時、売主がその引渡義務を履行したことを意味する。売主は、そこまでの約定品の引渡に関するすべての費用（輸入時に支払うべき関税、諸税およびその他の賦課金ならびに通関手続遂行費用および危険を除く）を負担しなければならない。

当事者が、売主が約定品の通関手続をして、それから生ずる費用および危険を負担することを望む場合は、その趣旨で、用語を付加することにより明確にする必要がある（「インコタームズの手引き」国際商業会議所日本国内委員会編 2000年）。

今回のケースでは、買主（JICA）が免税許可書を取付け、売主（契約相手先）に提供することを条件に、輸入通関業務を売主の義務とした。

売主が約定品を指定仕向港まで運送するために必要な費用、運賃および運送中の約定品に対する滅失または毀損に関する買主の危険に対して、海上保険を取得する義務を意味する。CIF 条件は、売主が輸出通関をすることを要求する。

本邦調達の場合、貿易条件は JICA 指定倉庫（東京、横浜他）に輸出標準梱包（海送の場合原則、合板密閉梱包、空送の場合ダブルカートン）で納入することが義務づけられている。輸出通関手続き、本船の手配及び保険の付保については、JICA 登録済み

⁴ DDU (Delivered Duty Unpaid)、仕向地持込渡（関税抜き）条件

⁵ CIF (Cost, Insurance and Freight) 運賃保険料込条件

の輸送会社が実施している。仕向港到着後は、原則、相手国政府との技術協力協定に基づき相手国政府の費用負担により輸入通関手続きおよびプロジェクト・サイトまでの輸送を行う。

2) 質問期間

質問提出期限が入札会の 5 日前に設定されていたが、回答期限が記載されていなかった。また、回答についても CA が回答案を作成し、JICS が精査の上、調達部が了承し、シンガポール事務所から CA に回答の発出指示を出すプロセスを経ることとなる。

さらに仕様に関する質問であった場合、プロジェクトの了承も必要となり、一定の時間を要する。そのため質問の提出期限を本邦調達並に入札会の 14 日前、回答期限を 2 日前程度に設定する必要がある。今回の場合、指名先商社から質問は提出されなかった。

3) 応札資格

基本的には、CA に一任させたが、プロジェクト・サイトでの据付け・操作指導及び供与後のメンテナンスを考慮し、インドネシアに代理店を有することを義務付け、業務遂行能力を証明する書類を提出させることとした。

4) 保証期間

機材の通常使用による不具合については、プロジェクトにおける引渡し完了証明書の発行日から 12 カ月後または最終船積日から 21 カ月後のどちらか早い期限の到来によって終了する。

5) 契約保証金

契約相手先に対し、契約金総額の 5 % 分の銀行保証もしくは保証金を CA に供託することになっており、保証期間終了をもって返却するとしている。

① JICA 会計規程に契約保証金の率に対する言及はないが、日本の政府調達を律する会計法では「契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されている。今回は CA 方式を優先し 5% とした。

② 契約保証金は契約相手方の契約上の義務の完全な履行を確保するためのものであり、返却時期については今回の場合、機材の据付けが完了し、プロジェクト名で引渡し完了証明書の提出があった時点で返却することが考えられる。保証期間の満了まで継続するのであれば、引渡し完了後、契約保証金は返却し、別途 retention bond をとりつける方法もある。

CA に確認したところ、保証期間内における機材の通常使用による不具合に対する契約者の対応を担保するため、通常契約保証金をそのまま保証期間終了時まで保有し続けているとの回答であった。

CA 方式を採用することとしたが、契約保証金は CA に供託されるため、CA とのコンサルタント契約終了（機材の引渡し完了証明書が発行され、契約者および CA に対する支払いが完了する時点）後、CA に万が一の事態（銀行取引停止等）が発生した場合、契約者からの契約保証金の取付けが JICA に及ぶ可能性が有り得る。そのため、契約保証金に関しては、CA とシンガポール事務所は別途書面を取り交わし、CA がシンガポール事務所に代わり、契約保証金を保管する旨取り決めた。

6) 契約金の支払い

契約相手先に対する支払いについては、契約金総額の 80% を船積書類の提示により支払い、残りの 20% をサイトでの据付け・操作指導が完了し、引渡し完了証明書を取り付けたうえ、その提出をもって支払うこととする。これは、通常 CA が実施している契約金の支払い条件である。

7) 入札評価について

入札評価の基準は以下のとおり記載されている。

- ①各サイトまでの DDU 金額
- ②要求仕様の遵守
- ③入札条件の遵守
- ④納入期間
- ⑤現地代理店の能力
- ⑥契約遂行能力

8) 入札不調について

入札が成立しないケースとして以下 3 項目が例示されている。

- ①仕様に合致した応札がない場合
- ②入札の競争性が十分機能していない証拠がある場合
- ③最低価格応札者の価格が、予定価格を大きく上回り、交渉によっても減額されない場合

9) 立会検査について

入札図書上、立会検査は CA あるいは JICA が実施するとあるが、CA とのコンサルタント契約に基づき CA が行うこととする。ただし、CA からコンサルタントフィーの積算時に、検査費用を含めていなかったため 3,246 S\$（1 日あたり 1,082 S\$ × 3 日）を追加したいとの申し出があった。検討の結果、認めることとなり CA に別途シンガポール事務所宛てに書面を提出させ、それを根拠に社会開発協力部に対し前渡資金申請を実施することとした。

なお、DDU 条件では第三国製品が直接プロジェクトに納入されるケースも有りうるた

め、CA にプロジェクト・サイトでの検査が可能か（コンサルタントフィーに費用を含める）否か、次回の第三国調達の実施にあたり、事前に CA に確認する必要がある。

(5) 入札指名先選定の経緯

本件モデル案件の機材調達については、基本方針として CA の調達手法を一義的に優先するが、JICA の会計規程から著しく逸脱する場合には、その都度検討を加え修正することとした。入札方法については、新聞公告による一般競争入札も考慮されたが、無制限に入札参加資格者を拡大することは、契約上のトラブルを生じるリスクが高まるため、今回はシンガポール法人企業による指名競争入札とするよう CA に指示した。一般競争入札を実施する場合、事前の資格審査が不可欠だと思われる。

指名先企業の選定については CA に委ねられ、以下の方法により Lot 1. 2 者、Lot 2. 5 者が指名された。

- ①CA が保有している過去の調達実績データベースから、入札対象機材の取扱い実績がある商社、メーカーのリストアップ。
- ②市販の Buying Guide、Trade Directory、Yellow Page 等の資料から入札対象機材を取扱っていると推定される商社、メーカーのリストアップ。
- ③上記から選定された商社、メーカーに対し今回の入札条件（インドネシアに代理店を有し、コンピュータの LAN の据付が可能なこと、JICA の Standard Terms and conditions for the Purchase of Goods and Services）を FAX および電子メールで提示し、応札の意志が確認された者を入札参加有資格者とした。

日系企業もリストアップされていたが、応札の意志がないと判断されたため指名からはずされた。（CA からの打診であり、かつシンガポール人の職員が対応したため、施主が JICA であることを認識させることができなかった）。ただし、前述のヒアリング調査時に訪問した企業から、入札会に参加したい旨の強い要望があったことから、次回同様にシンガポールで入札会を実施する際に、日系企業に対するシンガポール事務所からの広報活動が、入札参加者を増やし競争性を高める観点からも必要ではないかと思われる。

なお、本邦調達における、指名競争入札参加者は商社入札の場合、調達部に登録済みの商社からコンピューターのランダムサンプリングにより指名される。メーカー入札の場合は ①物価資料、積算資料、製品ガイドブック、理化学機器総覧等の資料から入札対象機材を製作していると推定されるメーカーをリストアップする②JICA 登録の有無を確認のうえ、③登録済みのメーカーに対し、見積もりを依頼し、正当な見積りの提出があった者を入札参加有資格者としている。

(6) 予定価格

シンガポールにおける政府調達では、JICA 会計規程上の予定価格の概念はなく、年間計画で作成されるプロジェクトの総予算が予定価格の上限となっている。総額には拘束されるが、入札ごとに予定価格を作成することはせず、個々の入札の予定価格にはあまり強く拘束されない。また、Permanent Secretary (事務次官) の承認を得れば、実質的に総額の予定価格を変更することも可能である。

(資料) シンガポールにおける調達について 1996 年 5 月 シンガポール事務所作成
今回 CA は市場価格を予定価格 (the Estimates) としたが、(8) 入札評価で後述するよう
に予定価格および応札価格に対する概念が本邦とはかなり異なっていたことが判明す
ることとなる。

(7) 入札結果

2000 年 1 月 5 日正午に応札書類の提出が締め切られたが、両 Lot とも提出者は 1 者のみであった。午後 2 時に CA の事務所で開封した結果は以下のとおり。

	応札者	応札価格
Lot 1	Paper Communication Technology Pte Ltd	20,275.00S \$ (124 万 4,885 円)
Lot 2	JCS Microsystems	880,880.00S \$ (5,408 万 6,032 円)

応札合計金額は、総額の予定価格 (945,070S \$) を下回っていた。

入札図書上は、オープンテnderとなっていたが、応札者の列席はなかった。CA に質したところ、欠席の理由は特に確認していないが、CA で実施している入札会では、多くの応札者は通常出席しないとのことである。

また、後日 CA に入札辞退理由を各社に確認させたところ、以下のとおりであった。

- ①3 月 17 日までに機材を各サイトに搬入し、据付け・操作指導を完了することは、日程的にタイト。
- ②プロジェクト・サイトがジャワ島内の 3 カ所であるため、3 カ所すべてのメンテナンス体制がとれない。
- ③インドネシアの政治情勢が不安定なため、リスクを回避する。

(8) 入札評価

CA から入札評価報告書が 1 月 19 日に電子メールで送付され、オリジナルが翌 21 日に到着。シンガポール事務所にも提出された。結論として、CA は各落札者を契約相手先として推薦している。各 Lot の評価に対する問題点は以下のとおり。

Lot 1

① 応札価格が 20,275.00S\$ であったにもかかわらず、評価後の合計金額は 30,775.00S\$ に増額されており、経緯が不明。

CA に確認したところ、要求仕様に含まれていた特別付属品（ソーター、自動フィーダー）が応札価格に含まれていなかったため、応札者と交渉のうえ、計 10,500S\$ を追加したとのことであった。

② 応札者がインドネシアへの輸送が手配できないため、FCA Singapore⁶の価格であり、インドネシアまでの輸送費、通関業務およびサイトまでの内陸輸送費が含まれておらず、その分の経費は別途 CA が手配し 2,010S\$（12 万 3,414 円、保険料込み）で実施するとコメントされている。DDU プロジェクト・サイトの入札条件を充たしていなかった。

売主が約定品を指定の場所または地点において、輸出通関をして、買主が指定した運送人の管理下に置いた時に、その引渡義務を履行したことを意味する。

CA に確認したところ、サイトまでの輸送は CA が手配し、費用は CA からシンガポール事務所に請求したいとの報告を受けた。

③ 応札者はサイトでの据付けは不可能（理由不明）としているが、CA は機材の性質上、据付けは不要と判断し、失格とはしていない。1 社応札であり、結論に問題がないとしてもプロジェクトに確認の上、了承を取る必要がある。

④ 応札価格に 5% の契約保証金が含まれており、DDU プロジェクト・サイトの入札条件に抵触している。

⑤ ⑤ 応札者の信用調査についてのコメントは記載されていなかった。

Lot 2

① 応札価格が 880,880.00S\$ であったにもかかわらず、評価後の合計金額は 813,710.00S\$ に減額されており、経緯が不明。

CA に詳細を報告するよう求めたところ、入札後の交渉で、応札者のオーバースペック（LAN の構築が不要な教室に構築費用を含めていたことと、Windows98 が標準装備されているパソコンに対し、同ソフトを追加オプションで重複して含めていた）が

⁶ FCA (Free Carrier) 運送人渡条件

判明し、減額した旨連絡を受けた。

また、本 Lot についても減額後の価格には保険料が含まれておらず、CA が付保し、3,245\$ (19万9,243円) をシンガポール事務所に請求したい旨の報告を受け (DDU 条件ではサイトまでの危険負担が納入者の義務であることから、通常買主が付保することはない)。

さらに、その後売買契約書案を CA から受け取った時点で合計金額が 777,294\$ に減額 (減額幅: 223万5,942円) されており、理由は再度の価格交渉によるものと報告を受けた。

② 応札者が指定した現地代理店は、機材納入後のメンテナンス体制について、ジャカルタ地域に限り保証しており、LAN を構築する 3 サイトについての言及がない。本 Lot については、メンテナンス体制が特に重要であり、応札者が現在、現地代理店に対し 3 サイトについてのサポートを実施するよう強く働きかけていると評価報告書に記載されている。

③ 個々の機材についても、要求仕様を下回る数値が散見されるが、CA は LAN システム全体の稼働を考慮すれば実使用上は問題ないとの評価を下している。技術的な観点からは、明らかにスペックアウトと判断される機材があるものの、CA がプロジェクトに確認を取っていることもあり、その判断を待つこととした。

④ 本 Lot については応札価格が相対的に高いことから、応札者の信用調査の必要性が記されており、財務状況を精査した結果、応札者の信用リスクは平均的であると報告されている。CA に判断基準を確認したが、それ以上の情報を CA から得ることはできなかった。

その後 2 月 1 日に CA からすべての仕様について、プロジェクトの了承がとれたとの報告があり、経緯を記した往復文書が提出された。プロジェクト側は上記②で指摘したとおりメンテナンス体制について再確認を求め、CA は現地代理店が 3 サイトについてのサポートも実施すると回答している。

入札評価の問題点について、2 月 2 日に調達部と協議した結果は以下のとおり。

① 応札価格と評価後の合計金額が異なる点については、CA 方式を優先し認めることとする。ただし、今回は両 Lot とも 1 者入札であったが、複数者による応札があった場合、評価の結果、価格が変動し公正性・透明性が確保できない可能性があるため注意が必要である。

② 輸送費および保険料については、CA がシンガポール事務所に見積書を提出し、それを根拠に社会開発協力部に前渡資金申請を行う方法で対応する。

③ 応札価格に契約保証金が含まれている件については、当初の支払条件を変更し、納

入時に 95% 支払い、残りの 5% を保証期間終了をもって支払うことで CA と合意した。契約書にその旨記載し、併せて応札者から保証期間内の保証を証明する書類を取付けることとした。

ただし本件については、翌 3 日に CA から当初の条件どおり、応札者が契約保証金を別途 5% 提出することを了承したため、FCA Singapore 納入が完了した時点で、100% の応札価格を契約金額として支払う条件で契約を締結することになったとの報告を受けた。

これを受け、2 月 3 日にシンガポール事務所と各契約相手先は EXPORT CONTRACT を締結した。

(9) 輸送・通関について

インドネシア事務所での免税申請書類の作成にあたり、Airway Bill、インボイス、パッキングリストが必要なため、CA がインドネシア事務所宛てに直接 FAX で送付した。

また、免税許可書の受け渡しについて、Lot 1 については CA から自ら手配したフォワーダーのジャカルタ事務所に直接渡して欲しいとの依頼があり、インドネシア事務所と調整する旨報告を受けた。Lot 2 については、契約相手先の現地代理店担当者に渡すこととなった。

しかしながら、後日 Lot 1 の輸送に関し、免税許可書がインドネシア事務所の専属通関業者に手渡され、通関費用とサイトまでの輸送費が直接プロジェクト宛てに請求された。経緯を確認したところ、インドネシア事務所と CA に免税許可書の受け渡しについて誤解が生じたことが原因であったが、最終的にその費用は CA が支払うこととなった。

(10) アンケート結果について

本件調達を終了した後、シンガポール事務所長およびプロジェクト調整員に対し今回の第三国調達に関する意見及び問題点を明らかにするため、アンケートを送付し回収した。特に、プロジェクト調整員からの指摘は以下のとおり。

1) CA の業務について

①仕様確定までのプロセスにおいて、当方から CA に対し、CA が作成したコンピュータの仕様以外に、プロジェクトが最低限必要としている仕様に基づいた機種が存在すれば、入札仕様とすることも有りうるため、価格比較の調査依頼をしたが、回答がなかったとの報告があった。ただし、CA から提出されたプロジェクトとの往復文書ではこの経緯が含まれておらず、詳細は不明である。

②機材据付けの際、LAN のシステムを構築するにあたり、現地代理店担当者がシステム

の詳細を完全には理解しておらず、一部について誤った接続を行い、当方で修正させた。これは、一義的には契約相手先と現地代理店とのコミュニケーションギャップによるものと思われるが、CA に対しても可能であれば、仕様作成時にサイトを訪問し、システムの構築方法を含め現場を確認のうえ、仕様に反映してほしい。

③Lot 1 の輸送について、インドネシアの通関業者からプロジェクトに対し、国内輸送費の請求書が提出された。入札条件では、サイト渡しとなっていたはずであり、インドネシア事務所に調整を依頼した。

2) JICS について

①モニタリングの目的をプロジェクト調整員が把握していないため、各機関の役割が不明であった。また、入札結果通知および契約書の内容について報告がなく、CA もしくは JICS から情報を提供してほしい。

②引渡し完了証明書が、機材据付け前にカウンターパートから発行されてしまい、据付け時に発生したクレームについて契約者に対し抗弁できない。プロジェクトが作成する機材検収調書を、契約者に対する契約金支払いの必要書類に追加してほしい。

③契約の当事者双方（シンガポール事務所と契約相手先）がシンガポールに存在するため、今後も含め、プロジェクトからのクレーム、要望等に対し、どの程度対応してもらえるのか不安が残る。仮に調停が必要となる状況となった場合、調達部からもサポートしてほしい。

III. 結論

1. 調達手続きのスケジュールと実績

当初、入札仕様の確定に3週間を見込んでいたが、II 3. (3)調達完了までの経緯で示したとおり、約2カ月要することとなった。これは①プロジェクトサイトが3カ所に分かれていたため、CAの質問に対し、調整員が各サイトに出張し、協議をする必要があった②CAからの各サイト分のネットワーク図面作成依頼が、①と同時でなかったため、調整員がサイトを訪れていたにもかかわらず、協議の対象となっていなかったため、時間のロスが生じたことによる。

入札図書確定が12月にずれ込んだため、入札会が当初予定の1999年11月23日から2000年1月5日に変更された。しかしながら、機材の納期が売買契約締結後、3週間と短かったため（在庫が存在していた）、各サイトの据付け・操作指導、契約相手先およびCAへの支払いも含めすべて年度内に完了することができた。

2. 要請どおりの機材であったか

入札仕様作成時および仕様部分の入札評価については、CAから提出されたプロジェクトととの往復文書を見る限り、CAはプロジェクトからの質問・要請にすべて回答しており、希望どおりの機材が納入されたと判断できる。ただし、前記アンケート結果1)①で指摘したように、プロジェクトの価格比較調査依頼に対し、CAが未回答のままの事項があった可能性がある。

3. 調達の公正性・透明性・競争性

前記II 3. (7)、(8)で指摘した点も含め、改めて調達過程における問題点を列挙する。

- ①入札図書上、「公開入札」とされていたが、実際には応札者の参加はなく「非公開」入札であった。
- ②Lot 1（印刷機）、2者、Lot 2（コンピューターのLANシステム）、5者が指名されたが、応札者は各1者のみであった。
- ③DDU条件（サイトまでの輸入通関を含むすべての業務と危険負担を納入者の義務とする）が入札条件であったにもかかわらず、Lot 1はFCA Singapore条件での応札であった。Lot 2についても応札価格に保険料が含まれていなかった。
- ④予定価格がLot毎に作成されていなかったため、2 Lotの応札の合計額で予定価格と比較し、評価を行った。
- ⑤応札価格、評価結果の金額、さらには契約金額が異なっており、応札者と価格交渉を行った模様で、結果として実態上は応札者との随意契約と何ら違いはなかった。

4. 問題発生 の 主な原因

問題が生じた主な原因は以下のとおり推測される。

- ① JICA 調達方式と CA の調達方式が目的において異なっていると推測され、重点項目が異なる。

JICA 調達方式 透明性・公正性 \geq 経済性・迅速性

CA 調達方式 経済性・迅速性 \geq 透明性・公正性

- ② CA が会計法および JICA 会計規程に不慣れであること。

- ③ 書類上（事前取り決め）と実態が異なっていたこと。

外形的には JICA および JICS の依頼どおり、最低限の透明性・公正性を担保するための手続き（予定価格の設定、公開入札、DDU 条件、価格による評価）が行われることになっていたが、実際には不十分もしくは異なる手続きで実施された。

IV. 提言

1. 仕様確定作業について

今回、当初予定した入札スケジュールに比べ約2カ月の遅れが生じた。この原因の一つに CA とプロジェクト側との機材の仕様確定作業に時間を要したことがあげられる。

本件モデル案件の要請機材は、パソコン、周辺機器および LAN の構築が中心であり、機材の特定化・仕様の確定作業は比較的容易なものといえる。今後多種多様で、より複雑な機材となった場合、プロジェクト側が望むものを十分に満足すべく且つスムーズに調整できるのか、疑問が残る。

2. 公正性・透明性・競争性について

IV. 3. で述べている通り、今回当方としては、日本の常識的な最低限の公正性・透明性・競争性を保つべく最小限の入札に関する条件を付したが、結果的には概ね CA のやり方で実施された。この原因は一言で言えば「調達手法の相違」であり、一部を部分的に変えることは何処かに無理があるものと推察される。CA に委託するのであれば CA の手法に因らざるを得ないのではないかと思われる。

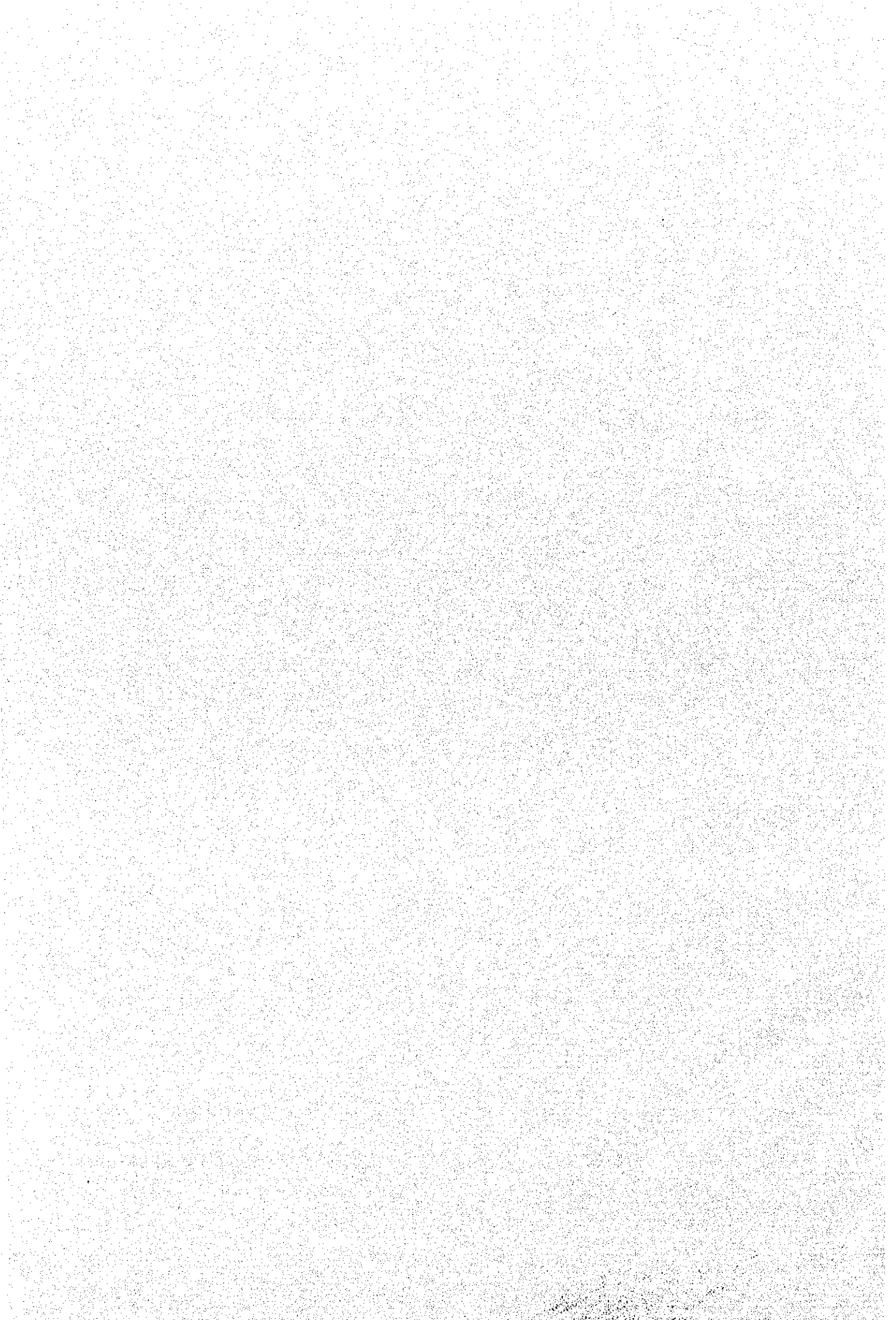
CA が公正性・透明性・競争性をどのように考えているのかを確認し、その考え方を日本の政府の会計制度で説明できるか否かを判断の上、委託の可否を決めることになる。

3. 調達の迅速性について

一般的に、本邦調達に比べ現地に近い国で調達した方が、現地への納入が早いのが明らかである。特に、今回のモデル案件における調達では、シンガポールに在庫が存在する機材のみを購入対象としたため、納期が短縮された。在庫が存在せず、輸入が必要となる機材が購入対象となった場合は、調達の迅速性のメリットは現時点では確認できない。場合によっては、調達対象機材が限定される可能性がある。

資 料

1. 調査団員
2. 調査日程
3. 主要面談者
4. 協議内容確認書
5. 入札図書
6. 入札評価報告書
7. 契約書（案）
8. シンガポール調達実施要領



1. 調査団員

1. 杉原 敏雄 (すぎはら としお)
国際協力事業団 調達部管理課
課長
2. 浅見 栄次 (あさみ えいじ)
国際協力事業団 調達部管理課
3. 石垣 裕之 (いしがき ひろゆき)
(財)日本国際協力システム 業務第一部 携行機材課

2. 調査日程

第1回

- 調査団員 1. 杉原 敏雄 (10月4日から7日まで)
2. 石垣 裕之 (10月4日から9日まで)

平成11年

- 10月4日(月) J L 719 東京(11:30) → シンガポール(17:25)
10月5日(火) 日本大使館・シンガポール事務所表敬、CA・シンガポール事務所協議
入札手続・日程確認
10月6日(水) CA・シンガポール事務所協議
入札手続・日程確認、協議内容確認
10月7日(木) CA・シンガポール事務所協議
入札手続に必要な書類の提出方法確認
10月8日(金) A.M. CA協議
シンガポールの調達制度に関する一般状況について
資機材の種類別調達の可否、サプライヤの状況、調達制度(入札)、関税・国内税等の法制度、保守メンテナンス・修理のフォローアップ体制の現状
P.M. シンガポール事務所報告
10月9日(土) J L 712 シンガポール(08:15) → 東京(15:55)

第2回

- 調査団員 1. 浅見 栄次 (1月4日から8日まで)
2. 石垣 裕之 (1月4日から12日まで)

平成12年

- 1月4日(火) SQ 997 東京(12:00) → シンガポール(18:15)
1月5日(水) シンガポール事務所表敬、CA表敬
入札会立会い
1月6日(木) 日系企業等聞き取り調査(富士通・日本貿易振興会)
1月7日(金) 日系企業聞き取り調査(島津製作所)
業務実施体制聞き取り調査(CA)
1月8日(土) 資料整理
1月9日(日) 資料整理
1月10日(月) CAと今後の手続きについて確認
1月11日(火) シンガポール事務所報告
1月12日(水) SQ 12 シンガポール(08:35) → 東京(15:55)

3. 主要面談者

在シンガポール日本国大使館
一等書記官 磯田 由幸

国際協力事業団シンガポール事務所
所長 山田 保

Crown Agents International Limited Singapore
Manager Daisy Tan
Deputy Manager Caroline Sim

日本貿易振興会 シンガポール事務所
所長 西野 弘司
所員 岩上 勝一

SHIMADZU (ASIA PACIFIC) PTE LTD
Managing Director 江守 堅
Manager 大西 秀樹

FUJITSU ASIA PTE LTD
Deputy Vice President 矢島 肇
Manager 井口 肇

4. 協議内容確認書

THE MEMORANDUM OF DISCUSSIONS BETWEEN
JICA SINGAPORE OFFICE AND
CROWN AGENTS INTERNATIONAL LIMITED (SINGAPORE BRANCH)
ON THE PROCUREMENT FOR JICA TECHNICAL COOPERATION PROJECT FOR
DEVELOPMENT OF SCIENCE AND MATHEMATICS TEACHING FOR PRIMARY
AND SECONDARY EDUCATION IN INDONESIA

The Japan International cooperation agency Singapore office (hereinafter referred to as "JICA SINGAPORE") and Crown Agents International Limited (Singapore Branch) (hereinafter referred to as "CA") had a series of discussions on the procurement for JICA technical cooperation project for development of science and mathematics teaching for primary and secondary education in Indonesia (hereinafter referred to as "the project").

As a result of the discussions, JICA SINGAPORE and CA came to the understanding concerning the matters referred to as follows.

1. Procurement procedures, schedule and the role of each organization shall be attached herewith.
2. CA shall contact directly with the project to confirm the details of equipment after 7th Oct. .
3. The contents of contact to the project by CA shall be as follows:
 - (a) Equipments for procurement in Singapore .
 - (b) Specifications of equipments.
 - (c) The consignee and address of each equipments.
 - (d) Details information about installation of computer.
 - (e) Documents provided by the supplier(ex.catalogue, brochure,instruction manual ,test report,parts list and drawing).
 - (f) The shipping mark of the packing box.
 - (g) Custom duty documentation for tax exemption purpose.
 - (h) Issue by the project of documentation evidencing satisfactory completion of installation.
4. The eligible tenderer shall have branch office or liaison office or agent or distributor in Indonesia.
5. The signing of agent contract between JICA SINGAPORE and CA is scheduled for 20th Oct.

Singapore, 6 th October, 1999

SINGAPORE PROCUREMENT PROCEDURES	JICA				Implementation schedule				Remarks				
	INDONESIA		Project		2000								
	HDO	Office	SGP	Japan	CA	SGP	1999	2000					
						Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Jan.	Feb.	Mar.	
1 Signing of Monitoring Contract	●	○				★							
2 Procurement Requirement	○	○				★							
3 Approval	○	○				★							
4 Procurement Requirement	○	○				★							
5 Draft of the Agent Contract	○	○				★							
6 Examination & Report	○	○				★							
7 Application for Contract	○	○				★							
8 Approval	○	○				★							
9 Review/Resilience of Budget(CA)	○	○				★							
10 Signing of Agent Contract	○	○				★							
11 Confirmation for Procedures	○	○				★							
12 Confirmation of details(price/spec.)	○	○				★							
13 Examination & Report	○	○				★							
14 Amendment(if necessary)	○	○				★							
15 Approval	○	○				★							
16 Drafting of Tender Documents	○	○				★							
17 Examination & Report	○	○				★							
18 Amendment(if necessary)	○	○				★							
19 Approval	○	○				★							
20 Drafting of prospective tenderer list	○	○				★							
21 Examination & Report	○	○				★							
22 Amendment(if necessary)	○	○				★							
23 Approval	○	○				★							
24 Drafting calling price / Approval	○	○				★							
25 Notice/Remittance (for equipment)	○	○				★							
26 Delivery of T/D for qualified tenderers	○	○				★							
27 Questions concerning T/D	○	○				★							
28 Drafting of Answers	○	○				★							
29 Examination & Report	○	○				★							
30 Amendment(if necessary)	○	○				★							
31 Approval	○	○				★							
32 Submission	○	○				★							
33 Tender Opening	○	○				★							
34 Evaluation	○	○				★							
35 Approval & Award	○	○				★							
36 Drafting of Supply Contract	○	○				★							
37 Examination & Report	○	○				★							
38 Amendment(if necessary)	○	○				★							
39 Necessary documents for payment(CA-90%)	○	○				★							
40 Examination & Report	○	○				★							
41 Signing for Supply Contract	○	○				★							
42 Manufacture/booking/shipment	○	○				★							
43 Pre-shipment inspection/Reporting	○	○				★							
44 Necessary documents for payment (contractor-80%)	○	○				★							
45 Examination & Report	○	○				★							
46 Amendment(if necessary)	○	○				★							
47 Payment	○	○				★							
48 Customs/Installation	○	○				★							
49 Inspection & Completion of installation reporting	○	○				★							
50 Necessary documents for payment (contractor-20%)	○	○				★							
51 Check/Payment	○	○				★							
52 Claim for Insurance(if necessary)	○	○				★							
53 Re-procurement(repeat from 39)	○	○				★							
54 Inspection & Reporting	○	○				★							
55 Returning Performance bond	○	○				★							
56 Final report/payment requirement(CA-10%)	○	○				★							
57 Examination & Report	○	○				★							
58 Final report/payment requirement(JICS)	○	○				★							
59 Payment	○	○				★							

including fee quotation

By Air (partial-shipment acceptable) for each shipment photo-copy to JICS

CA assists JICA in case of occurring 48

All the procedures shall be finalized within '99 Japanese fiscal year.

THE MEMORANDUM OF DISCUSSIONS ABOUT TRANSFER OF DOCUMENTS
BETWEEN JICA SINGAPORE ,CA AND THE JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY HEAD QUARTERS ON THE PROCUREMENT FOR THE
PROJECT

JICA SINGAPORE, CA and The Japan International cooperation agency head quarters (hereinafter referred to as "JICA HDQ") had a series of discussions on the transfer of documents for the tender procedures.

As a result of the discussions ,JICA SINGAPORE, CA and JICA HDQ came to the understanding as follows:

- 1.Draft of tender documents and eligible tenderer list shall be transferred by e-mail to JICA SINGAPORE, JICA HDQ and Japan International Cooperation System(hereinafter referred to as "JICS") at the same time.
- 2.Questionnaire and the draft of answer shall be transferred by e-mail to JICS.
- 3.The confirmed list of equipments and specifications required by the project together with copies of correspondence shall be transferred by e-mail or facsimile to JICA SINGAPORE, JICA HDQ and JICS at the same time.
- 4.Evaluation report shall be transferred by courier to JICA SINGAPORE and JICA HDQ at the same time. JICA HDQ shall hand it over to JICS.
- 5.Draft of supply contract shall be transferred by e-mail to JICA SINGAPORE and JICS at the same time.
- 6.Certificate of pre-shipment inspection and certificate of completion of installation shall be transferred by facsimile to JICA SINGAPORE and JICS at the same time.
- 7.The bill for payment by the contractor shall be transferred by facsimile to JICS.
- 8.Final report shall be transferred by courier to JICA SINGAPORE ,JICA HDQ and JICS at the same time.

Singapore, 7 th October, 1999